

30 原機（再）084
平成 31 年 3 月 1 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理 事 長 児 玉 敏 雄

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 核燃料サイクル工学研究所
再処理施設に係る廃止措置計画変更認可申請書の一部補正について

平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、その後別表のとおり変更の認可を受け、平成 31 年 1 月 31 日付け 30 原機（再）065 をもって変更認可を申請した核燃料サイクル工学研究所 再処理施設の廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）を別紙のとおり一部補正いたします。

変更認可の経緯

認可年月日	認可番号	備考
平成 30 年 11 月 30 日	原規規発第 1811305 号	再処理施設に関する設計及び工事の方法の認可を受けている案件について廃止措置期間中に工事を行うことを明記，ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新
平成 31 年 2 月 18 日	原規規発第 19021811 号	ガラス固化技術開発施設の溶融炉制御盤の更新，ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換

核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書

補正前後比較表

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書 (平成 31 年 1 月 31 日付け 30 原機 (再) 065)	補 正 後	変更理由																																
<p style="text-align: center;">核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表</p> <p>六. 性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則 (平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号) 第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置, 構造 省略</p> <p>2 性能維持施設の設備, その性能, その性能を維持すべき期間 省略</p> <p>3 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情 省略</p> <p>4 性能維持施設の改造又は設置 省略</p> <p>表 6-1 耐震重要施設の概要 省略</p> <p>表 6-2 安全上重要な施設の概要 省略</p> <p>表 6-3 設計及び工事の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等</p> <table border="1" data-bbox="136 1293 1344 1913"> <thead> <tr> <th>件 名</th> <th>概 要</th> <th>工事期間(予定)</th> <th>設計及び工事の方法^{*1,*2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設の設置 (ガラス固化体容器の製作)</td> <td>ガラス固化体容器 420 本のうち, 318 本は製作・検査済である。残りの 102 本のうち, 68 本は検査 (製作済み), 34 本は製作・検査を行う。</td> <td>～平成 31 年 12 月 (別冊 1-1 参照)</td> <td>平成元年 1 月 11 日 (63 安 (核規) 第 761 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。</td> </tr> <tr> <td>熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作</td> <td>熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作のうち, 交換用の 1 式は使用前検査を受検後, 使用中。残りの 1 式の製作・検査を行う。</td> <td>～平成 31 年 4 月 (別冊 1-1 参照)</td> <td>平成 28 年 8 月 2 日 (原規規発第 1608023 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作</td> <td>製作予定の 8 基のうち 2 基を製作し 1 基の使用前検査を受検後, 使用中, 1 基は, 適宜検査し, 使用予定。残りの 6 基は, 適宜製作・検査を行う。</td> <td>適宜工事</td> <td>平成 28 年 7 月 20 日 (原規規発第 1607201 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。</td> </tr> </tbody> </table>	件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の方法 ^{*1,*2}	ガラス固化技術開発施設の設置 (ガラス固化体容器の製作)	ガラス固化体容器 420 本のうち, 318 本は製作・検査済である。残りの 102 本のうち, 68 本は検査 (製作済み), 34 本は製作・検査を行う。	～平成 31 年 12 月 (別冊 1-1 参照)	平成元年 1 月 11 日 (63 安 (核規) 第 761 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作	熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作のうち, 交換用の 1 式は使用前検査を受検後, 使用中。残りの 1 式の製作・検査を行う。	～平成 31 年 4 月 (別冊 1-1 参照)	平成 28 年 8 月 2 日 (原規規発第 1608023 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作	製作予定の 8 基のうち 2 基を製作し 1 基の使用前検査を受検後, 使用中, 1 基は, 適宜検査し, 使用予定。残りの 6 基は, 適宜製作・検査を行う。	適宜工事	平成 28 年 7 月 20 日 (原規規発第 1607201 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	<p style="text-align: center;">核燃料サイクル工学研究所 再処理施設 廃止措置計画変更認可申請書 変更前後比較表</p> <p>六. 性能維持施設の位置, 構造及び設備並びにその性能, その性能を維持すべき期間並びに再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則 (平成二十五年原子力規制委員会規則第二十九号) 第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情がある場合はその内容</p> <p>1 性能維持施設の位置, 構造 変更なし</p> <p>2 性能維持施設の設備, その性能, その性能を維持すべき期間 変更なし</p> <p>3 再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則第二章及び第三章に定めるところにより難い特別の事情 変更なし</p> <p>4 性能維持施設の改造又は設置 変更なし</p> <p>表 6-1 耐震重要施設の概要 変更なし</p> <p>表 6-2 安全上重要な施設の概要 変更なし</p> <p>表 6-3 設計及び工事の方法の認可の申請において必要とされる事項と同様の事項に係る改造等</p> <table border="1" data-bbox="1374 1293 2576 1913"> <thead> <tr> <th>件 名</th> <th>概 要</th> <th>工事期間(予定)</th> <th>設計及び工事の方法^{*1,*2}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設の設置 (ガラス固化体容器の製作)</td> <td>ガラス固化体容器 420 本のうち, 318 本は製作・検査済である。残りの 102 本のうち, 68 本は検査 (製作済み), 34 本は製作・検査を行う。</td> <td>～平成 31 年 12 月 (別冊 1-1 参照)</td> <td>平成元年 1 月 11 日 (63 安 (核規) 第 761 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。</td> </tr> <tr> <td>熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作</td> <td>熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作のうち, 交換用の 1 式は使用前検査を受検後, 使用中。残りの 1 式の製作・検査を行う。</td> <td>～平成 31 年 4 月 (別冊 1-1 参照)</td> <td>平成 28 年 8 月 2 日 (原規規発第 1608023 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。</td> </tr> <tr> <td>ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作</td> <td>製作予定の 8 基のうち 2 基を製作し 1 基の使用前検査を受検後, 使用中, 1 基は, 適宜検査し, 使用予定。残りの 6 基は, 適宜製作・検査を行う。</td> <td>適宜工事</td> <td>平成 28 年 7 月 20 日 (原規規発第 1607201 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。</td> </tr> </tbody> </table>	件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の方法 ^{*1,*2}	ガラス固化技術開発施設の設置 (ガラス固化体容器の製作)	ガラス固化体容器 420 本のうち, 318 本は製作・検査済である。残りの 102 本のうち, 68 本は検査 (製作済み), 34 本は製作・検査を行う。	～平成 31 年 12 月 (別冊 1-1 参照)	平成元年 1 月 11 日 (63 安 (核規) 第 761 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作	熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作のうち, 交換用の 1 式は使用前検査を受検後, 使用中。残りの 1 式の製作・検査を行う。	～平成 31 年 4 月 (別冊 1-1 参照)	平成 28 年 8 月 2 日 (原規規発第 1608023 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作	製作予定の 8 基のうち 2 基を製作し 1 基の使用前検査を受検後, 使用中, 1 基は, 適宜検査し, 使用予定。残りの 6 基は, 適宜製作・検査を行う。	適宜工事	平成 28 年 7 月 20 日 (原規規発第 1607201 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	
件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の方法 ^{*1,*2}																															
ガラス固化技術開発施設の設置 (ガラス固化体容器の製作)	ガラス固化体容器 420 本のうち, 318 本は製作・検査済である。残りの 102 本のうち, 68 本は検査 (製作済み), 34 本は製作・検査を行う。	～平成 31 年 12 月 (別冊 1-1 参照)	平成元年 1 月 11 日 (63 安 (核規) 第 761 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。																															
熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作	熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作のうち, 交換用の 1 式は使用前検査を受検後, 使用中。残りの 1 式の製作・検査を行う。	～平成 31 年 4 月 (別冊 1-1 参照)	平成 28 年 8 月 2 日 (原規規発第 1608023 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。																															
ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作	製作予定の 8 基のうち 2 基を製作し 1 基の使用前検査を受検後, 使用中, 1 基は, 適宜検査し, 使用予定。残りの 6 基は, 適宜製作・検査を行う。	適宜工事	平成 28 年 7 月 20 日 (原規規発第 1607201 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。																															
件 名	概 要	工事期間(予定)	設計及び工事の方法 ^{*1,*2}																															
ガラス固化技術開発施設の設置 (ガラス固化体容器の製作)	ガラス固化体容器 420 本のうち, 318 本は製作・検査済である。残りの 102 本のうち, 68 本は検査 (製作済み), 34 本は製作・検査を行う。	～平成 31 年 12 月 (別冊 1-1 参照)	平成元年 1 月 11 日 (63 安 (核規) 第 761 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。																															
熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作	熔融炉の間接加熱装置の交換及び製作のうち, 交換用の 1 式は使用前検査を受検後, 使用中。残りの 1 式の製作・検査を行う。	～平成 31 年 4 月 (別冊 1-1 参照)	平成 28 年 8 月 2 日 (原規規発第 1608023 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。																															
ガラス固化技術開発施設のガラス固化体吊具の製作	製作予定の 8 基のうち 2 基を製作し 1 基の使用前検査を受検後, 使用中, 1 基は, 適宜検査し, 使用予定。残りの 6 基は, 適宜製作・検査を行う。	適宜工事	平成 28 年 7 月 20 日 (原規規発第 1607201 号) により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。																															

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 1 月 31 日付け 30 原機（再）065）				補 正 後				変更理由
焼却施設 焼却炉の温度計取付用ノズル改造及び保護管等の更新	焼却炉の温度計取付用ノズル改造及び保護管等の更新（6 式のうち 2 式）は完了し、使用中。残りの保護管（4 式）は、状態に応じて適宜製作・交換する。	適宜工事	平成 28 年 12 月 8 日（原規規発第 1612082 号）により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	焼却施設 焼却炉の温度計取付用ノズル改造及び保護管等の更新	焼却炉の温度計取付用ノズル改造及び保護管等の更新（6 式のうち 2 式）は完了し、使用中。残りの保護管（4 式）は、状態に応じて適宜製作・交換する。	適宜工事	平成 28 年 12 月 8 日（原規規発第 1612082 号）により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	○廃止措置計画変更認可申請書の認可に伴う見直し。
分離精製工場等のセル系排風機の電動機交換	異常な兆候が確認された場合に適宜交換し、その都度、検査する。	適宜工事	平成 29 年 8 月 29 日（原規規発第 1708291 号）により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	分離精製工場等のセル系排風機の電動機交換	異常な兆候が確認された場合に適宜交換し、その都度、検査する。	適宜工事	平成 29 年 8 月 29 日（原規規発第 1708291 号）により認可された設計及び工事の方法の認可申請書による。	
ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新	ガラス固化技術開発施設において、工程制御装置の高経年化を踏まえ、工程制御装置等を更新する。	平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月（別冊 1-2 参照）	設計及び工事の方法は、別冊 1-2 による。	ガラス固化技術開発施設の工程制御装置等の更新	ガラス固化技術開発施設において、工程制御装置の高経年化を踏まえ、工程制御装置等を更新する。	平成 30 年 10 月～平成 31 年 3 月（別冊 1-2 参照）	設計及び工事の方法は、別冊 1-2 による。	
ガラス固化技術開発施設の熔融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換	ガラス固化技術開発施設の熔融炉の間接加熱装置の予備品を製作し、交換するまでの間、適切に保管するとともに、熱電対の断線等の故障又は異常の兆候が確認された場合に交換・検査する。	適宜工事（別冊 1-3 参照）	設計及び工事の方法は、別冊 1-3 による。	<u>ガラス固化技術開発施設の熔融炉制御盤の更新</u>	<u>ガラス固化技術開発施設において、熔融炉制御盤の高経年化を踏まえ、当該制御盤を更新する。</u>	<u>平成 31 年 2 月～平成 31 年 6 月（別冊 1-3 参照）</u>	<u>設計及び工事の方法は、別冊 1-3 による。</u>	
				<u>ガラス固化技術開発施設の固化セルのインセルクーラの電動機ユニットの交換</u>	<u>平成 30 年 3 月 18 日、ガラス固化技術開発施設において、固化セルのインセルクーラ（G43H19）のファン（G43H19.2）が停止した。このため、当該ファンの構成部品である電動機ユニットを既設と同一仕様の電動機ユニットと交換する。</u>	<u>平成 31 年 2 月（別冊 1-4 参照）</u>	<u>設計及び工事の方法は、別冊 1-4 による。</u>	
				ガラス固化技術開発施設の熔融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換	ガラス固化技術開発施設の熔融炉の間接加熱装置の予備品を製作し、交換するまでの間、適切に保管するとともに、熱電対の断線等の故障又は異常の兆候が確認された場合に交換・検査する。	適宜工事（別冊 1-5 参照）	設計及び工事の方法は、別冊 1-5 による。	
<p>※1 設計及び工事に係る品質管理は、「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき策定した「再処理施設品質保証計画書（QS-P06）」により行う。</p> <p>※2 各工事において、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 7 条の 2（溶接検査を受ける再処理施設）に該当する溶接については、「加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」に準拠した溶接の方法及び検査を行う。</p>				<p>※1 設計及び工事に係る品質管理は、「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に基づき策定した「再処理施設品質保証計画書（QS-P06）」により行う。</p> <p>※2 各工事において、使用済燃料の再処理の事業に関する規則第 7 条の 2（溶接検査を受ける再処理施設）に該当する溶接については、「加工施設、再処理施設、特定廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接の技術基準に関する規則」に準拠した溶接の方法及び検査を行う。</p>				

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 1 月 31 日付け 30 原機（再）065）	補 正 後	変更理由
<p style="text-align: right;">(別冊 1-3)</p> <p style="text-align: center;">再処理施設に関する設計及び工事の方法 (ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換)</p> <p>目次 省略</p> <p>別図一覧 省略</p> <p>表一覧 省略</p> <p>1. 変更の概要</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）附則第 18 条第 1 項に基づき、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定があったものとみなされた再処理施設について、平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、<u>平成 30 年 11 月 30 日付け原規規発第 1811305 号</u>をもって変更の認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）について、変更認可の申請を行う。</p> <p>今回、工事を行うガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換に係る廃止措置計画変更認可の申請は、平成元年 1 月 11 日に認可（63 安（核規）第 761 号）を受けた後、平成 13 年 12 月 13 日に「溶融炉等の更新」にて設計及び工事の方法の認可（平成 13・11・01 原第 6 号）を受け、その後、平成 14 年 5 月 30 日に「溶融炉等の更新に係る一部変更」にて設計及び工事の方法の変更の認可（平成 14・04・23 原第 6 号）を受け、さらに、平成 28 年 8 月 2 日に「ガラス固化技術開発施設のガラス溶融炉の間接加熱装置の交換及び製作」にて設計及び工事の方法の変更の認可（原規規発第 1608023）を受けた「その他再処理設備の附属施設（その 18）ガラス固化技術開発施設」のうち、溶融炉（G21ME10）の間接加熱装置（No.1、No.2、No.3、No.4 及び No.5）について、予備品を製作し、交換するまでの間、適切に保管するとともに、熱電対の断線等の故障又は異常の兆候が確認された場合に交換するものである。</p> <p>本間接加熱装置の製作及び交換に関する設計及び工事の方法に係る廃止措置計画変更認可の申請は、平成 30 年 11 月 30 日付け原規規発第 1811305 号をもって変更の認可を受けた廃止措置計画以降、2 回目である。</p> <p>2. 準拠すべき法令、基準及び規格 省略</p>	<p style="text-align: right;">(別冊 1-5)</p> <p style="text-align: center;">再処理施設に関する設計及び工事の方法 (ガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換)</p> <p>目次 変更なし</p> <p>別図一覧 変更なし</p> <p>表一覧 変更なし</p> <p>1. 変更の概要</p> <p>国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成 16 年法律第 155 号）附則第 18 条第 1 項に基づき、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第 44 条第 1 項の指定があったものとみなされた再処理施設について、平成 30 年 6 月 13 日付け原規規発第 1806132 号をもって認可を受け、<u>平成 31 年 2 月 18 日付け原規規発第 19021811 号</u>をもって変更の認可を受けた核燃料サイクル工学研究所の再処理施設の廃止措置計画（以下「廃止措置計画」という。）について、変更認可の申請を行う。</p> <p>今回、工事を行うガラス固化技術開発施設の溶融炉の間接加熱装置（予備品）の製作及び交換に係る廃止措置計画変更認可の申請は、平成元年 1 月 11 日に認可（63 安（核規）第 761 号）を受けた後、平成 13 年 12 月 13 日に「溶融炉等の更新」にて設計及び工事の方法の認可（平成 13・11・01 原第 6 号）を受け、その後、平成 14 年 5 月 30 日に「溶融炉等の更新に係る一部変更」にて設計及び工事の方法の変更の認可（平成 14・04・23 原第 6 号）を受け、さらに、平成 28 年 8 月 2 日に「ガラス固化技術開発施設のガラス溶融炉の間接加熱装置の交換及び製作」にて設計及び工事の方法の変更の認可（原規規発第 1608023 号）を受けた「その他再処理設備の附属施設（その 18）ガラス固化技術開発施設」のうち、溶融炉（G21ME10）の間接加熱装置（No.1、No.2、No.3、No.4 及び No.5）について、予備品を製作し、交換するまでの間、適切に保管するとともに、熱電対の断線等の故障又は異常の兆候が確認された場合に交換するものである。</p> <p>本間接加熱装置の製作及び交換に関する設計及び工事の方法に係る廃止措置計画変更認可の申請は、平成 30 年 11 月 30 日付け原規規発第 1811305 号をもって変更の認可を受けた廃止措置計画以降、2 回目である。</p> <p>2. 準拠すべき法令、基準及び規格 変更なし</p>	<p>○廃止措置計画変更認可申請書の認可に伴う見直し。</p> <p>○廃止措置計画変更認可申請書の認可に伴う見直し。</p> <p>○記載の適正化。</p>

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 1 月 31 日付け 30 原機（再）065）					補 正 後					変更理由
3. 設計の基本方針 省略					3. 設計の基本方針 変更なし					○本申請に係る 間接加熱装置を 据え付ける熔融 炉(G21ME10)が耐 震重要施設であ ることを踏まえ、 適用する項目を 見直す。
4. 設計条件及び仕様 省略					4. 設計条件及び仕様 変更なし					
5. 工事の方法 省略					5. 工事の方法 変更なし					
6. 工事の工程 省略					6. 工事の工程 変更なし					
別図 省略					別図 変更なし					
添付書類					添付書類					
1. 申請に係る「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の方法」は以下に示すとおり「再処理施設 の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					1. 申請に係る「再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」との適合性 本申請に係る「再処理施設に関する設計及び工事の方法」は以下に示すとおり「再処理施設 の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則」に掲げる技術上の基準に適合している。					
技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	技術基準の条項		評価の必要性の有無		適合性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第一条	定義	—	—	—	第一条	定義	—	—	—	
第二条	特殊な方法による施設	無	—	—	第二条	特殊な方法による施設	無	—	—	
第三条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	第三条	核燃料物質の臨界防止	無	—	—	
第四条	火災等による損傷の防止	有	第3項	別紙-1に示すとおり	第四条	火災等による損傷の防止	有	第3項	別紙-1に示すとおり	
第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	第五条	安全機能を有する施設の地盤	無	—	—	
第五条の二	地震による損傷の防止	有	第1項	別紙-2に示すとおり	第五条の二	地震による損傷の防止	有	第2項	別紙-2に示すとおり	
第五条の三	津波による損傷の防止	無	—	—	第五条の三	津波による損傷の防止	無	—	—	
第五条の四	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	第五条の四	外部からの衝撃による損傷の防止	無	—	—	
第五条の五	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	第五条の五	再処理施設への人の不法な侵入等の防止	無	—	—	
第五条の六	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—	第五条の六	再処理施設内における溢水による損傷の防止	無	—	—	
第五条の七	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	第五条の七	再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止	無	—	—	
第六条	材料及び構造	無	—	—	第六条	材料及び構造	無	—	—	
第七条	閉じ込めの機能	無	—	—	第七条	閉じ込めの機能	無	—	—	
第八条	遮蔽	無	—	—	第八条	遮蔽	無	—	—	
第九条	換気	無	—	—	第九条	換気	無	—	—	

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 1 月 31 日付け 30 原機（再）065）					補 正 後					変更理由
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	
		有・無	項・号				有・無	項・号		
第十条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	第十条	使用済燃料等による汚染の防止	無	—	—	
第十一条	安全機能を有する施設	有	第 2, 3 項	別紙-3 に示すとおり	第十一条	安全機能を有する施設	有	第 2, 3 項	別紙-3 に示すとおり	
第十一条の二	安全上重要な施設	無	—	—	第十一条の二	安全上重要な施設	無	—	—	
第十二条	搬送設備	無	—	—	第十二条	搬送設備	無	—	—	
第十二条の二	安全避難通路等	無	—	—	第十二条の二	安全避難通路等	無	—	—	
第十三条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	第十三条	使用済燃料の貯蔵施設等	無	—	—	
第十四条	計測制御系統施設	有	第 1 項	別紙-4 に示すとおり	第十四条	計測制御系統施設	有	第 1 項	別紙-4 に示すとおり	
第十四条の二	安全保護回路	有	第 1, 2 項	別紙-5 に示すとおり	第十四条の二	安全保護回路	有	第 1, 2 項	別紙-5 に示すとおり	
第十五条	制御室等	無	—	—	第十五条	制御室等	無	—	—	
第十六条	廃棄施設	無	—	—	第十六条	廃棄施設	無	—	—	
第十七条	保管廃棄施設	無	—	—	第十七条	保管廃棄施設	無	—	—	
第十八条	放射線管理施設	無	—	—	第十八条	放射線管理施設	無	—	—	
第十九条	保安電源設備	無	—	—	第十九条	保安電源設備	無	—	—	
第二十条	緊急時対策所	無	—	—	第二十条	緊急時対策所	無	—	—	
第二十一条	通信連絡設備	無	—	—	第二十一条	通信連絡設備	無	—	—	
第二十二条	火災等による損傷の防止	無	—	—	第二十二条	火災等による損傷の防止	無	—	—	
第二十三条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	第二十三条	重大事故等対処施設の地盤	無	—	—	
第二十四条	地震による損傷の防止	無	—	—	第二十四条	地震による損傷の防止	無	—	—	
第二十五条	津波による損傷の防止	無	—	—	第二十五条	津波による損傷の防止	無	—	—	
第二十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	第二十六条	重大事故等対処設備	無	—	—	
第二十七条	材料及び構造	無	—	—	第二十七条	材料及び構造	無	—	—	
第二十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	第二十八条	臨界事故の拡大を防止するための設備	無	—	—	
第二十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	第二十九条	冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備	無	—	—	
第三十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	第三十条	放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備	無	—	—	
第三十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	第三十一条	有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備	無	—	—	
第三十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	第三十二条	使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備	無	—	—	
第三十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	第三十三条	放射性物質の漏えいに対処するための設備	無	—	—	
第三十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	第三十四条	工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備	無	—	—	
第三十五条	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	無	—	—	第三十五条	重大事故等への対処に必要となる水の供給設備	無	—	—	

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成31年1月31日付け30原機（再）065）					補 正 後					変更理由	
技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性	技 術 基 準 の 条 項		評価の必要性の有無		適 合 性		
		有・無	項・号				有・無	項・号			
第三十六条	電源設備	無	—	—	第三十六条	電源設備	無	—	—		
第三十七条	計装設備	無	—	—	第三十七条	計装設備	無	—	—		
第三十八条	制御室	無	—	—	第三十八条	制御室	無	—	—		
第三十九条	監視測定設備	無	—	—	第三十九条	監視測定設備	無	—	—		
第四十条	緊急時対策所	無	—	—	第四十条	緊急時対策所	無	—	—		
第四十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—	第四十一条	通信連絡を行うために必要な設備	無	—	—		
別紙－1 第四条（火災等による損傷の防止） 省略					別紙－1 第四条（火災等による損傷の防止） 変更なし						○本申請に係る 間接加熱装置を 据え付ける熔融 炉(G21ME10)が耐 震重要施設であ ることを踏まえ、 適用する項目を 見直す。
別紙－2 第五条の二（地震による損傷の防止）					別紙－2 第五条の二（地震による損傷の防止）						
<p>第五条の二（地震による損傷の防止）</p> <p>安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>					<p>第五条の二（地震による損傷の防止）</p> <p>安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼさないように施設しなければならない。</p> <p>2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全機能が損なわれるおそれがないように施設しなければならない。</p> <p>3 耐震重要施設が事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p>						
<p>1 本申請により製作する間接加熱装置（予備品）は、既設と同一仕様であり、重量に変更がなく、熔融炉（G21ME10）の耐震評価に影響が生じないことを間接加熱装置の重量検査により確認する。</p> <p>なお、今後行う再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に係る変更申請において、安全上重要な施設や耐震分類を整理して示す計画であり、耐震分類、基準地震動等の耐震評価の方針に変更が生じた場合には再評価を実施する。</p>					<p>2 本申請により製作する間接加熱装置（予備品）は、既設と同一仕様であり、重量に変更がなく、熔融炉（G21ME10）の耐震評価に影響が生じないことを間接加熱装置の重量検査により確認する。</p> <p>なお、今後行う再処理維持基準規則を踏まえた安全対策に係る変更申請において、安全上重要な施設や耐震分類を整理して示す計画であり、耐震分類、基準地震動等の耐震評価の方針に変更が生じた場合には再評価を実施する。</p>						
別紙－3 第十一条（安全機能を有する施設） 省略					別紙－3 第十一条（安全機能を有する施設） 変更なし						

補 正 前 廃止措置計画変更認可申請書（平成 31 年 1 月 31 日付け 30 原機（再） 065）	補 正 後	変更理由
<p>別紙－ 4 第十四条（計測制御系統施設） 省略</p> <p>別紙－ 5 第十四条の二（安全保護回路） 省略</p> <p>2. 申請に係る「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」との適合性 省略</p>	<p>別紙－ 4 第十四条（計測制御系統施設） 変更なし</p> <p>別紙－ 5 第十四条の二（安全保護回路） 変更なし</p> <p>2. 申請に係る「再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」との適合性 変更なし</p>	